



令和8年度 保育園・認定こども園

ご利用案内 (2号・3号認定)

もくじ

1	はじめに確認していただきたいこと	2
2	保育園・幼稚園・認定こども園のちがい	3
3	教育・保育給付認定について	4
4	入所申込の手続きについて	6
5	申込みに必要な手続きについて	7
6	保育料と副食費について	9
7	入所後の手続きについて	13
8	育児休業の取得・育児休業給付金について	15
9	募集予定人数・施設一覧	16

【申込受付期間】※土・日曜日、祝日除く

令和7年11月10日（月）～令和7年11月28日（金）

【受付時間】

8時30分～17時15分

【提出場所】

綾部市役所 西庁舎 2階 子育て支援課



1 はじめに確認していただきたいこと

(1)申込期間について

年度途中の入園希望の場合も申込期間に申込してください。入園日は「月の初日」か「第3月曜日」となります。ただし、4月と3月の第3月曜日の入園はできません。

未出生児もこの期間に申し込みが可能です。申込期間外であっても申し込みを受け付けますが、ご希望に添えない場合があります。

(2)慣らし保育について

慣らし保育とは、お子さまが集団生活に慣れることを目的として、通常の保育時間を短縮して保育を行うものです。慣らし保育は、入所日（利用開始日）以降に行います。

期間や内容は利用されるお子様の年齢や施設によって異なります。

事前に希望する施設へご確認ください。入所日（利用開始日）より前に慣らし保育を行うことはできません。慣らし保育期間中は、通常よりお迎えの時間が早くなりますので、ご家庭やお勤め先等と調整の上、利用開始日をご検討ください

(3)特別な支援を必要とするお子さまについて

お子さまに障害や重い食物アレルギーがある場合、お子さまの心身の状態・発達について特別な支援や配慮が必要な場合、また、健診時や医療機関の受診時に指摘されたことがある場合は、事前にご相談ください。なお、療育施設に通所されている場合やご家族の介護・看護をされている場合についても、事前にご相談ください。

(4)綾部市以外の保育施設を希望される場合（広域入所）

施設のある市町村での募集受付期間を確認し、綾部市へ申込みをしてください。

ただし、希望される施設のある市町村の住民の方が優先となります。



2 保育園・幼稚園・認定こども園のちがい

保育園 (保育所)	保護者のいずれもが就労や介護、病気などの理由により「保育が必要な事由」に該当し、子どもを保育できない状況にあるとき、保護者に代わって保育を行う施設。
認定こども園	幼稚園と保育園の両方の機能をあわせ持っており、教育及び保育を一体的に行う施設。
幼稚園	幼児を教育し、適切な環境の中で、その心身の発達を助長する施設。就労等の「保育が必要な事由」の有無に関わらず利用できる施設。

保育園・認定こども園 比較表



	保育園（保育所）	認定こども園 （2号・3号）	認定こども園 （1号）
利用可能な 児童の年齢	0歳～5歳	0歳～5歳	3歳～5歳
入所要件	あり	あり	なし
保育時間	11時間（標準時間） 8時間（短時間）	11時間（標準時間） 8時間（短時間）	4時間程度
利用できる日	月～土曜日	月～土曜日	月～金曜日
休日	日曜日、祝日、 年末年始	日曜日、祝日、年末年始	土日、祝日、 春夏冬の長期休暇
保育料	保護者の課税状況や世帯状況により市が決定 ※3～5歳は無償化により0円	保護者の課税状況や世帯状況により市が決定 ※3～5歳は無償化により0円	無償化により0円
給食	あり	あり	あり
申込先	綾部市役所 子育て支援課	綾部市役所 子育て支援課	各園に申込

3 教育・保育給付認定について

(1)教育・保育給付認定とは（1号・2号・3号認定）

保育園等の利用にあたっては、市役所で「子どものための教育・保育給付」の認定（以下、「教育・保育給付認定」といいます）を受ける必要があります。

保育園等を利用する際に必要な費用（公定価格）のうち、保護者が負担する利用者負担額（保育料）を除いた額について、綾部市が給付費を保護者に支給します。（実際には、法定代理受領により、綾部市より保育園等に給付費の支払いを行います。）

給付費の支給を受けるためには、保護者が綾部市から「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

お子様を保育するのに必要な経費（公定価格）

給付費
(綾部市が支給)



利用者負担額
(保育料)

保育に要する費用のイメージ

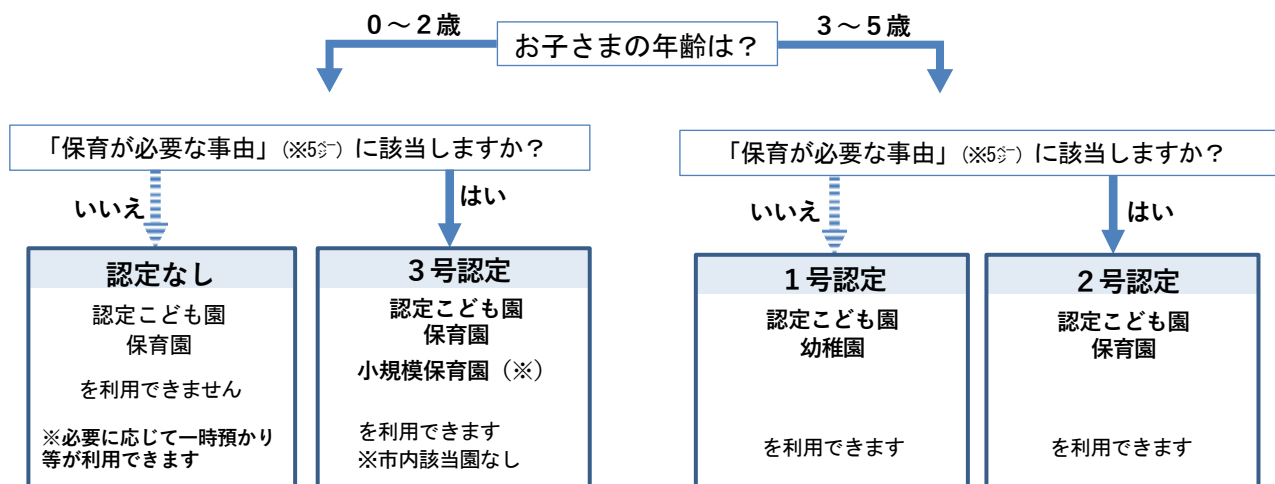
(2)教育・保育給付認定の区分について

教育・保育給付認定には、1号認定・2号認定・3号認定があり、この3つの認定区分によって利用できる施設や時間が変わります。

◆教育・保育給付認定の区分

認定区分		子どもの年齢	利用できる施設	認定要件
1号認定	教育認定	3歳以上	認定こども園 幼稚園	教育を希望する
2号認定	保育認定		保育園 認定こども園	5歳の「保育が必要な事由」 に該当し、保育園等での 保育を希望する
3号認定		3歳未満	保育園 認定こども園	

◆教育・保育給付認定区分フローチャート



※お子さまの年齢は、4月2日時点の満年齢でお考えください。

(3)教育・保育給付認定の有効期間

教育・保育給付認定には有効期間があります。

1号認定	小学校就学前まで
2号・3号認定	「保育が必要な事由」の期間

(4)保育が必要な事由とそれぞれの有効期間

保育の利用を希望する場合は、保育が必要な状態にあるか確認するために教育・保育給付認定（2号・3号認定）を受けていただく必要があります。認定の申請は入所申込と同時に行います。

認定事由に変更等が生じた場合、変更の申請が必要です。

再度認定を受けると、継続して保育施設の利用ができます。

2号・3号認定を受けられるのは、保護者のいずれかが次の「保育を必要とする事由」に該当することが必要です。

認定については年に1回、現状確認書類の提出が必要となります。時期になりましたら園を通じて書類を送付します。

保育を必要とする事由	認定基準	認定の有効期間
①就労※1	1か月64時間以上就労していること	小学校就学前まで
②母親の妊娠・出産	出産前後概ね8週間ずつ	出産予定日の前後8週間程度
③疾病・負傷・障害	病気・けが療養中、精神・身体に障害があること	小学校就学前まで
④同居親族の介護・看護	同居親族を常時介護・看護していること	小学校就学前まで
⑤家庭の災害復旧	災害の復旧に当たっていること	小学校就学前まで
⑥求職活動	求職活動を継続的に行っていること	概ね90日
⑦就学	学校教育法に規定する学校等に在学、または職業能力開発促進法に規定する職業訓練等を受けていること	卒業予定日の月末まで
⑧育児休業※2	育児休業取得中に既に保育を利用している児童がいて、継続利用が必要な場合のみ	市長が認める期間
⑨その他の事由	上記に準じる状態	市長が認める期間

※1 1か月の就労時間が64時間に満たない場合、①の就労に該当しません。

※2 育児休業を理由に保育の利用を申し込むことはできません。育児休業から復帰に伴い申請をされる場合は、入所希望日から1か月以内に復帰されることで、就労の認定事由となります。

4 入所申込みの手続きについて

2号・3号認定のお申込み（保育園、認定こども園）

1 申請書類を準備し、綾部市子育て支援課に提出する。

2 申請者の希望、保育園等の状況に応じ、保育の必要性の程度を踏まえ、市が利用調整をします。

3 「保育の必要性」が認められる場合、市から「教育・保育認定通知書」が交付されます。

4
-1 ※決定ではありません。施設の状況の変化や認定内容の変更などにより、内定が取消となる場合もあります。

5 【決定】最終的に決定となった場合には、市から「保育利用承諾通知書」、「利用者負担額（保育料）の決定」が交付されます。

申込締切日までに、教育・保育給付認定と保育園等利用の申請を行います。
必要書類などは以下のページを確認してください。

(4ページ) 3 教育・保育給付認定について
(7ページ) 5 申込みに必要な書類について

ご家族全員のマイナンバーがわかるものを持参してください。

■郵送でも受付します■

転入予定者で窓口に来ることができない場合、郵送での申し込みを受け付けます。
家族全員のマイナンバーカードがわかるものの写し、保護者の本人確認書類の写しを同封してください。

4
-2 希望する保育園等の利用が決まらなかった場合【保留】

- ☑ 利用調整の結果、残念ながらご希望の保育園等の利用が決まらなかった場合には、市から「保育 利用保留通知書」が交付されます。
- ☑ 保留となった場合は、ご希望の保育園等のキャンセル待ちとなり、翌月以降も利用調整の対象となります。（令和9年3月まで）

※キャンセル待ちについては、利用が決まった場合のみ市から連絡をさせていただきます。年度を通してご案内ができない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

また、令和9年4月以降も保育園等の利用を希望される場合は、改めて申請が必要となります。

令和8年1月1日時点で綾部市に住民登録がない方は、保育料算定のために、その時点で居住していた市区町村の市民税課税証明書を提出していただく場合があります。



- ☑ 利用申請の必要がなくなった場合は、必ず利用申請の取下げを行ってください。
- ☑ 申請中に、家庭状況や就労状況、希望する保育園等の変更があった場合は、必ず子育て支援課に必要な書類を提出してください。
- ☑ 申込期間を過ぎて提出されたものは、期間内で申込をされた方の調整がすべて終わった後の取り扱いになります。

5 申込みに必要な書類について

(1)必要な書類

次の書類を子育て支援課（綾部市役所 西庁舎 2階）へ提出してください。

これらの書類は、教育・保育給付認定の判断および利用調整、利用者負担額（保育料）の算定及び副食費の免除判定を行うための重要な資料です。書類の不足や内容の不備がないか、提出前によく確認してください。

書類の様式は、綾部市のホームページからもダウンロードできます。

◆申込書類一式

- ☐ 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定（変更認定）申請書兼入所申込書
- ☐ 入所申込みをされる児童及びご家族のマイナンバーを確認できる書類（マイナンバーカードなど）
- ☐ 保育が必要な事由を証明する書類（詳しくは8ページ参照）
- ☐ 届出人の本人確認書類（運転免許証など）

記入について

- 署名でなく、記名（印刷・コピー・スタンプ）であっても、押印は不要です。
- 記入した内容を訂正する場合は、二重線を引いた上で、近くの余白へ書き直してください。訂正印は不要です。ただし、訂正箇所の塗りつぶしや白塗りなどはしないでください（無効な書類となります）。
- 修正液・修正テープによる修正はしないでください（無効な書類となります）。
- 鉛筆や消えるペンで記入された書類も、無効となります。



(2) 保育が必要な事由を証明する書類

保育が必要な事由によって、添付書類が異なります。

証明内容に虚偽、不正があった場合は、認定および入所承諾は取り消しとなります。

◆ 保育が必要な事由を証明する書類

保護者の状況		必要書類
就労 ※月64時間以上の勤務が常態であることが必要	雇用されている方	■ 就労証明書
	自営業者・農業（中心者）の方 ・個人事業主（フリーランス） ・法人経営者 など	■ 就労証明書
		■ 資格を示す書類 （開業届、履歴事項全部証明書、営業許可書等の写し） ※起業直後でいずれも提出ができない場合には、直近2か月の売り上げがわかる書類、給与明細等
		■ 就労証明書 ■ 仕事の実績がわかる書類 専従者の記載のある確定申告書（市府民税申告書）、源泉徴収票等、給与明細等、就労していることがわかる公的書類の写し ※自家消費・手伝い等の収益を伴わない労働は対象外です。
	内職・受託業務	■ 就労証明書、契約書
妊娠・出産		■ 親子健康手帳（母子手帳）の写し ※表紙と出産予定日のページ
疾病・負傷		■ 診断書 ※疾病名、保育が困難な状況、期間を必ず明記してください。
障がい		■ 診断書 ※疾病名、保育が困難な状況、期間を必ず明記してください。 ■ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し ※本人欄、障がい名、等級、手帳番号の部分
同居親族の介護・看護		■ 介護等状況申告書 ■ 介護・看護が必要な状況がわかる書類（ケアプラン等） ※介護認定を受けている場合は介護保険被保険者証の写し、ケアプラン（介護サービス計画書）の写し、身体障害者手帳の写し等
災害復旧		■ 被災証明書
求職活動		■ 申立書
就学		■ 在学証明書 ■ 時間割表（カリキュラム表）等修学時間が確認できる書類
育児休業		■ 就労証明書 ※育児休業の期間が記入されているもの
その他の事由		市が必要と認める書類

6 保育料と給食副食費について

(1)利用者負担額（保育料）について

保育施設の運営費用は、国・府・市・保護者それぞれの負担で成り立っています。

3歳以上（3～5歳児クラス）の子どもの利用者負担額（保育料）は幼児教育・保育の無償化により0円です。延長料金等は有料で、施設が定めた料金となります。

0～2歳児の保育料は、4～8月分は令和7年度、9～3月は令和8年度の保護者の市民税課税額の合計により算定します。その際の税額は、住宅取得控除、配当控除、寄付金控除等の税額控除適用前の額です。

8月分までと9月分以降で、算定の基礎となる税額の年度が替わります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市民税所得割額から算定						当年度の市民税所得割額から算定					

※年度途中に税の修正申告等により再算定した結果、保育料に変更があった方には別途通知します。

(2)利用者負担額（保育料）における軽減制度

●国の多子軽減制度

◇同時在園の範囲内で、第2子が半額、第3子が無料となります。

◇C4－1階層（市民税所得割額57,700円未満）までの方は、年齢に関係なく第2子が半額、第3子が無料となります。

●京都府第3子以降無償化制度

◇C8階層（市民税所得割額が169,000円未満）までの方で、18歳未満の児童が3人以上いる場合は、3人目以降の児童について、利用者負担額（保育料）が無料となります。

※1人目（または2人目以降）の児童の保育料が無償化による無料の場合でも、人数のカウント方法は変更ありません。

※きょうだいが特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援などの施設を利用している場合は、保育料等の算定にかかる世帯状況届の提出により人数のカウント対象となります。

●ひとり親世帯、在宅障害児(者)世帯等に対する軽減制度

◇C 1～C 5－1 階層（市民税所得割額77,101円未満）は5,700円、同時在園に関係なく2人目以降は無料となります。

◇C 5－2 階層以上（市民税所得割額77,101円以上）は半額（同時在園の範囲内で2人目以降もさらに半額）となります。

※保育料算定にかかる世帯状況届の提出が必要

●その他減免制度

◇病気やけがの理由で月の開所日数の3分の2以上欠席した場合は、当該月の保育料を2分の1減額することができますので、子育て支援課へご相談ください。（※医師の診断書や意見書等の提出をお願いします。）

◇災害による住宅の被災状況により、保育料を減免することができますので、子育て支援課へご相談ください。

(3)徴収・支払方法について

●公私立保育園の場合

綾部市から毎月請求を行います。

・支払方法は納付書と口座振替があります。

納付書・・・手続き不要

口座振替・・・登録手続きをとられた方のみ利用可能

登録可能な金融機関

ゆうちょ銀行、京都銀行、京都市信用金庫、京都丹の国農業協同組合、近畿労働金庫福知山支店

※保育園の保育料の口座振替の手続きは、通帳と届出印をご持参のうえ上記金融機関で行ってください。なお、2人以上の児童が同時に入園している場合は、児童ごとに手続きが必要です。

・納期日は月末（月末が銀行休業日の場合はその休業日明け）です。

●私立認定こども園の場合

各施設から毎月請求を行います。納付方法などは各施設にお問い合わせください。

(4)給食副食費について

保育園等を利用する3～5歳児クラスのお子さまは、幼児教育・保育の無償化により保育料が0円となりますが、給食副食費（おかず、おやつ代）については、無償化の対象とならないため、納付していただく必要があります。副食費については「施設が定めた料金」となりますので、各施設にお問合せください。ただし綾部市の負担により月額1,000円が減額されます。

(5)給食副食費の減免制度について

◇C4－1階層（市民税所得割額57,700円未満）までと、同時在園の範囲内で3人目以降免除となります。

◇ひとり親世帯、在宅障害児(者)世帯等はC5－1階層（市民税所得割額77,101円未満）まで免除となります。

◇C8階層（市民税所得割額169,000円未満）までの方で、18歳未満の児童が3人以上いる場合は3人目以降免除となります。

※免除対象者の方のみ通知をします。

(6)徴収・支払い方法について

●公立保育園の場合

綾部市から毎月請求を行います。

・支払方法は納付書と口座振替があります。

納付書・・・手続き不要

口座振替・・・登録手続きをとられた方のみ利用可能



登録可能な金融機関

ゆうちょ銀行、京都銀行、京都北都信用金庫、京都丹の国農業協同組合、近畿労働金庫福知山支店

●私立保育所・私立認定こども園の場合

各施設から毎月請求を行います。納付方法などは各施設にお問い合わせください。



■保育料や副食費は、必ず期限内に納付してください。

特別な理由なく滞納されますと、入所期間等の制限や財産の差し押さえ等を行う場合があります。

どうしても納付が困難な場合は、保育所については子育て支援課へ、認定こども園については園にご相談ください。

(7)令和8年度保育料と副食費基準額表（2号・3号認定）

（月額）

階 層 区 分			保 育 料		副 食 費
			0 ～ 2 歳児		3 ～ 5 歳児
			(副食費は保育料に含まれています)		(保育料は無料)
			標準時間	短時間	標準時間・短時間
A	被保護世帯等		0円	0円	免除
B	市民税が非課税の世帯		0円	0円	
C 1	市民税均等割課税のみの世帯		14,100円	14,000円	
C 2	市 民 税 所 得 割 額	24,200円未満	16,000円	15,800円	
C 3		24,200 ～ 48,599円	18,000円	17,800円	
C 4 - 1		48,600 ～ 57,699円	21,000円	20,700円	
C 4 - 2		57,700 ～ 62,999円			
C 5 - 1		63,000 ～ 77,100円	25,000円	24,700円	
C 5 - 2		77,101 ～ 78,999円			
C 6		79,000 ～ 96,999円	29,000円	28,600円	
C 7		97,000 ～ 116,999円	36,400円	35,900円	
C 8		117,000 ～ 168,999円	44,500円	43,900円	
C 9		169,000 ～ 220,999円	55,500円	54,700円	
C 1 0		221,000 ～ 300,999円	58,500円	57,600円	
C 1 1		301,000 ～ 396,999円	62,100円	61,100円	
C 1 2		397,000円以上	74,700円	73,500円	
					施設が 定めた 料金※

※「施設が定めた料金」については、各施設にお問合せください。

※児童の年齢は、令和8年4月2日現在で判定し、該当年度中はその年齢を適用します。

■階層区分の認定は、入園児童と生計を同一にしている保護者の市民税課税額の合計で行います。

■里親世帯はA階層区分となります。

■保育料は、綾部市にお住まいの児童であれば、どここの保育施設に入園されても同じ金額です。

7 入所後の手続きについて

このようなときは必ず申請してください

転職や退職、勤務時間の変更、育児休業の取得、その他生活の状況に変更があった際には、下の表に定める書類を提出し、教育・保育給付認定保護者が申請・届出を行ってください。

- ・提出先 : 子育て支援課（綾部市役所 西庁舎 2階）
- ・申請締め切り : 教育・保育給付認定等の変更を必要とする開始日の前日まで

主な変更の内容	提出書類	
	認定変更申請書	その他必要な書類
綾部市外に転居する ※転居後も綾部市内の保育園等の利用を希望される場合は、転居先の自治体にご相談ください。	—	■退園届 兼 施設型給付費・地域型保育給付等 教育・保育給付認定取下げ届
綾部市内で転居した、児童の氏名が変わった	—	■施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請内容変更届
世帯構成に変化があった（離婚、結婚、同居 家族の増減、単身赴任等）	—	■増員の場合は、増員の方の保育を必要とする 事由の証明書等 ■保育料等の算定にかかる世帯状況届 ■施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請内容変更届
仕事をやめた（求職中になった）	○	■申立書
就労状況が変わった（勤務時間や勤務先、仕事 を始めた、仕事が変わった、雇用期間を更新した等）	○	■就労証明書
保育標準時間、保育短時間を変更したい	○	■就労証明書等
産前産後休業を取得する（妊娠・出産要件での 認定期間）	○	■親子（母子）健康手帳のコピー 表紙と分娩（出産）予定日が確認できるページ
育児休業が終了し仕事に復帰する	○	■就労証明書等 （復帰日の記載があるもの）
育児休業を取得した場合に、すでに保育園等 を利用しているおさまの利用を継続したい	○	■就労証明書（育児休業期間の記載があるもの）
入所希望・保留希望を取り下げたい	—	■退園届 兼 施設型給付費・地域型保育給付等 教育・保育給付認定取下げ届
保育園等の利用をやめる（退園したい）	—	■退園届 兼 施設型給付費・地域型保育給付等 教育・保育給付認定取下げ届
転園したい	—	新規に申請される方と同様です。

(1)園での生活について

保育施設は集団生活の場です。お子様の健康状態が普段と違うときは、すぐに医師の診断を受けその指示に従ってください。無理に登園すると、本人はもとより、感染症の場合はほかの児童にも影響しますので、十分にご注意ください。欠席する場合は必ず園に連絡してください。

保育施設の利用は認定を受けた時間帯の中であっても、保育を必要とする時間のみです。土曜日などでお仕事がお休みの日や早めのお迎えが可能な場合は、ご家庭での保育にご協力いただきますようお願いします。

(2)病児保育のご案内

お子様が病気の最中に、お仕事等で保育を必要とされるときに利用できる病児保育事業また、病気回復期のための病後児保育事業を実施しています。

詳しくは「病児保育室にじいろルーム」☎0773-43-3310 または、子育て支援課までお問合せください。利用には事前に予約が必要です。

(3)一時預かりについて

未就園児の保護者が勤務や傷病、育児に伴う心理的・肉体的負担により一時的に保育を必要とされる場合は一時預かり事業が利用できます。

詳しくは子育て支援課までお問合せください。



8 育児休業の取得・育児休業給付金について

令和7年4月から育児休業給付金の支給期間延長手続きの際は保育所等の利用申込書の写しが必要となりました。保育所等の利用申込みを行う際は、必ず申込書の写しをとって保管しておいてください。

育児休業および給付金の延長を目的として、保育所等の利用の意思がないにもかかわらず入所を申し込むことは、制度主旨に沿わない行為とされています。制度を適切に運用するため、令和7年4月以後の延長の際は、速やかな職場復帰のために保育所等の申し込みをしていることをハローワークで確認されます。詳しくは、厚生労働省ホームページまたはハローワークにお問合せください。

— MEMO —



お問合せ先

〒623-8501

綾部市 健康こども部 子育て支援課 保育担当

電話 0773-42-7624(直通)

電話 0773-42-3280(代表)

9 募集予定人数・施設一覧について

(1)令和8年度 募集予定人数



R7.10月現在

区分		施 設 名	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計
認 定 こ ど も 園	私 立	せんだん苑こども園	14	3	7	1	0	1	26
		せんだん苑南こども園	9	9	6	1	1	1	27
		中筋幼児園	9	9	12	5	10	3	48
		吉美こども園	12	4	4	3	0	1	24
		綾東こども園	5	4	4	1	1	1	16
		豊里幼児園	12	13	10	10	10	10	65
保 育 所	市 立	物部保育園	6	4	8	9	11	13	51
	私 立	綾部保育園	8	3	3	4	5	0	23
		綾部ひまわり共同保育園	10	9	9	2	2	1	33
年齢別合計			85	58	63	36	40	31	313

※この人数はあくまでも公表時点での予定であり、人員配置等の諸事情により変更となる可能性があります。

(2)市内の保育施設一覧表

R7.10月現在

区分		施 設 名	所在地	電話番号	定員	乳幼児 (生後)	開所時間 (平日)	標準時間	短時間
認定こども園	私立	せんだん苑こども園	青野町	43-2547	130	8週間から	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
		せんだん苑南こども園	上野町	42-6090	80	8週間から	7:30～19:00	7:30～18:30	8:00～16:00
		中筋幼児園	大島町	42-1588	130	3か月から	7:00～19:00	7:00～18:00	8:00～16:00
		吉美こども園	有岡町	42-0296	110	3か月から	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
		綾東こども園	十倉名畑町	45-1488	50	3か月から	7:00～19:00	7:00～18:00	8:00～16:00
		豊里幼児園	栗 町	48-0256	110	3か月から	7:00～19:00	7:00～18:00	8:00～16:00
保育所	市立	物部保育園	物部町	49-0026	90	8週間から	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
	私立	綾部保育園	相生町	42-7221	80	3か月から	7:00～19:00	7:30～18:30	8:15～16:15
		綾部ひまわり共同保育園	上野町	42-2890	90	8週間から	7:20～19:20	7:20～18:20	8:30～16:30

- 土曜日の利用は、園により受け入れ状況が異なりますので、園にご相談ください。
- 延長保育について、定められた時間を超えて保育を利用される場合は、延長料金がかかります。
料金は保育所等によって異なるため直接保育所等にご確認ください。
- 1か月当たりの保護者（父母とも）の就労時間が64時間以上120時間未満の場合は短時間認定、120時間以上の場合は標準時間認定となります。
- 保育を必要とする事由が「育児休業」「求職活動」の場合は、原則、保育短時間での認定となります。

